

高齢者等運転免許証自主返納のご案内

満75歳以上の方・身体障害者手帳または、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で有効期限内に運転免許証を自主返納した方を対象に支援を行います。

◎支援の内容

下記のタクシー券を1万円分支給。(どちらか1万円分又は5,000円分ずつ)

- ・指定のタクシー会社で利用できるタクシー券 (1枚当たり500円分)
※利用できるタクシー会社等 あづまタクシー、三協ハイヤー、ももたんパス
まごころサービス国見センター(介護タクシー)
- ・まちなかタクシーで利用できるタクシー券 (1枚当たり200円分)
※利用できるタクシー会社 まちなかタクシーのみ

注意点 タクシー券の使用期限は発行日から2年間です。

支給は免許返納後 1回限りで、再発行や発行後の種類変更はできません。
ももたんパス及びまちなかタクシーは利用登録が必要です。

○対象の方(条件①、②を満たすAまたはBの方)

【条件】

- ① 国見町の住民基本台帳に記載されている方
- ② 有効期限内の運転免許証を自主返納した方

【対象】

- A 運転免許返納時、満75歳以上の方
- B 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

○申請期間

運転免許証を自主返納した日から1年以内まで



○お手続きの流れ

- 1 最寄りの警察署または運転免許センターで運転免許証の自主返納手続きを行う。
- 2 国見町福祉課長寿介護係で支援の手続きを行う。
- 3 後日、決定通知書にて支給の有無を通知し、支給決定者にタクシー券を支給します。

【申請の際にお持ちいただくもの】

- ① 運転免許証返納時に発行される「申請による運転免許の取消通知書」、「運転経歴証明書」又は「運転免許経歴証明書」いずれかの写し
- ② 国見町高齢者等運転免許証自主返納支援事業申請書
※申請書は長寿介護係窓口にあります。町ホームページからもダウンロード可能です。

(お問い合わせ先 国見町 福祉課 長寿介護係 024-585-2125)